

学校における甲状腺検査の継続に関する意見書

福島県では、原発事故後、放射線被ばくへの不安を踏まえ、「県民健康調査」が実施され、とりわけ被ばくの影響を受けやすい子どもたちに対しては、甲状腺検査が行われてきました。現在、この甲状腺検査をめぐる、学校での集団検査が見直されようとしています。しかし、事故当時の被ばく線量は今もなお不透明であると考えられ、健康影響が起きないと断言することはできません。甲状腺がんと被ばくとの因果関係を突き止めるためにも、現時点での見直しはすべきでないと考えられます。

たしかに学校検査を見直す理由として、「過剰診断」であるとの指摘や学校現場の負担を指摘する声が一定数あることも事実です。過剰診断により、不必要な身体的、精神的な不安が生じると指摘されております。

しかしながら、学校での集団検査により、早期発見・早期治療が行えた症例があることも揺るぎない事実であり、それこそが最大の効果であると考えられます。学校での集団検査がなくなれば、受診率は大幅に減り、甲状腺がんの状況を継続的に把握することは困難となります。また、様々な事情により検査を受けたくても受けられない状況が生じる可能性もあると思われまます。

よって下記事項について、子どもたちの健康の見守りと、甲状腺の状況を把握し続けるために強く望むものです。

記

1. 学校での集団甲状腺検査の継続と、子ども達の健康の見守りに係る必要な支援策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会

福島県知事 殿
文部科学大臣 殿
環境大臣 殿